

## 坂祝町の建設物等における木材利用方針

### 1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定めた岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画に即して、同条第2項に掲げる必要な事項を定め、建設物等において、間伐材をはじめとする地域産材を積極的に利用した木造化・木質化を推進することにより、町民に暖かみと潤いのある環境及び健康的で快適な公共空間を提供し、併せて循環型社会の構築や地球温暖化の防止、災害に強い森林づくり、林業・木材産業の振興などに資する。

### 2 基本的事項

坂祝町が行う公共建築物の整備実施にあたっては、可能な限り間伐材等地域産木材を使用するよう努める。

また、町内の公共建築物以外の建築物等において、木造化及び木質化、木製品の利用は促進されるよう働きかけるものとする。

### 3 町有施設における木材の利用推進

町有施設の建設にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共建築物及びこれに付属する工作物は、積極的に木造化を図るものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等の法令や施設の設置基準などの制限により、木造化・木質化することが困難な施設
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化・木質化することが困難な施設
- (3) その他、木造化・木質化することに困難な理由があるものとする。

### 4 町有施設の備品等

町有施設において、机、椅子等の備品等には、地域産木材を用いた製品の使用に努める。

### 5 土木工事における利用の推進

土木工事にあたっては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、積極的に間伐材等地域産木材の使用に努める。

#### 附 則

この方針は平成24年11月1日から適用する。

この方針は令和5年10月1日から適用する。